

## 緊急時における生徒の引渡し対応について

### (1) 引渡しを実施される場合

- ① 震度5強以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震により地域の安全が確保されない場合
- ③ 不審者等により生徒の下校の安全が確保されない場合
- ④ 災害等により教育活動に支障が生じ、引渡しを要すると校長が判断した場合

### (2) 家庭（保護者）への連絡方法

- ① スクールメール → ※年度初めに必ず登録または確認をしておいてください。
- ② 学校ホームページ
- ③ 電話
- ④ 防災行政無線（パンザマスト）
- ⑤ 非常用伝言ダイヤル

※大きな地震が発生した場合、電話回線が不通になり、連絡が付きにくくなることも想定されます。複数の連絡手段や媒体にて情報を確認するようにしてください。

### (3) 引渡し場所

- ① 校庭の場合・・・グラウンド校舎側に向かって地区別・学年ごとに整列
- ② 体育館の場合・・・体育館ステージ側に向かって地区別・学年ごとに整列

### (4) 引渡しの流れ ※クラス別ではなく、地区別での引き渡しとしています。

- ① クラスごとに避難後、点呼をとる。
- ② グラウンド（体育館）内で地区ごとの集合場所を決める。→担当職員が先に移動
- ③ 地区ごとの集合場所を全校生徒に確認する。  
(例)「大津ヶ丘1丁目と2丁目の人は野球場バックネット前に集まります」
- ④ 3年生⇒2年生⇒1年生の順で、自分の所属地区の集合場所に移動する。  
下の学年に弟・妹がいる生徒は、まず弟・妹の学級に移動して合流し、弟・妹を連れて自分の地区の集合場所に移動する。  
※2年生・1年生の両方に弟または妹がいる生徒は、まず2年生の弟・妹と合流し、次いで1年生の弟・妹を連れて自分の地区の集合場所に移動する。
- ⑤ 全学年が地区ごとに集合後、学年別（クラス順）に縦1列で整列。（左右両手間隔）  
※兄弟姉妹は下の学年の列にまとまって入る。
- ⑥ 担当職員が地区別名簿に基づいて点呼をとる。
- ⑦ 保護者は、学校に到着後、該当地区の集合場所に移動し、生徒と合流する。  
※担当職員による確認が済むまでは、帰宅しないでください!
- ⑧ 各地区の担当職員は、引渡しカード・一覧表で確認と記録をとりながら、生徒に保護者（引き受け人）の相違がないかを確認させた上で、保護者（引き受け人）に引き渡す。（低学年の先頭側から）

原則として、引き渡しカードに記載のない引き受け人の方には、たとえ「保護者から依頼を受けた」と申し出があつた場合でも、引き渡しを行いません。

その場合、引き渡しカードに記載されている保護者（引き受け人）の方が到着するか、または保護者から直接学校に「●●さんに引き渡してほしい」との連絡が確認できるまで、学校で待機となります。

※ご家庭での決め事として、中学生のお子さんが、小学校や幼稚園・保育園等へ弟妹を迎えに行くことになっている場合や、保護者への引き渡しが困難な場合に生徒本人を学校待機とせず帰宅させる対応を希望される場合、引き渡しカードにその旨をご記入ください。